

年	国・地方自治の政策	図書館の政策	上野図書館
1970年以前		<p>…文化教養型の図書館…</p> <p>「市民の図書館」発行 教養のための読書から、市民のニーズに応え仕事や生活のための読書へシフト。</p> <p>…貸出中心の図書館… 一方で「無料貸本屋」との批判・懸念</p>	
1970年(昭45)			
1984年(昭59)			・崇広堂から現在の場所に新築移転
1990年代	…バブル崩壊…		
1995年(平7)	「地方分権推進法」公布		
1997年(平9)			・文化都市協会へ委託開始
1998年(平10)	・公立図書館建設費補助金の廃止		・コンピュータ導入 ・三重県立図書館情報ネットワーク(MILAI)に加入
1999年(平11)	<p>・地方分権一括法成立</p> <p>・市町村の合併の特例等に関する法律(旧法)改正施行 * 2002年 旧法改正施行 * 2005年 合併新法施行</p>	<p>・「図書館法」一部改正(館長司書資格要件、補助金交付要件など削除)</p>	
2001年(平13)		<p>・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」文部科学省告示</p> <p>【内容】 : 図書館サービス計画の作成、計画的実施、点検、評価の義務化</p>	
2003年(平15)	・地方自治法一部改正(指定管理者制度導入)		
2004年(平16)			・合併で「伊賀市上野図書館」となる
2005年(平17)		<p>・文部科学省 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会 「地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—」</p> <p>…課題解決型図書館…</p> <p>図書館司書に地域の人が相談する(レファレンスサービス) * ホテルのコンシェルジュのイメージ</p>	
2006年(平18)	・市場化テスト法成立	<p>・文部科学省 これからの図書館の在り方検討協議会「これからの図書館像(報告)」</p> <p>【内容】 : 図書館司書の資質・意識改革と図書館の目的の明確化 : 図書館間の連携協力</p>	
2008年(平20)		「図書館法」一部改正(図書館運営の評価と改善について努力義務規定)	
2012年(平24)		<p>・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」文部科学省告示全部改正</p> <p>【内容】 : 市町村の全域サービス網の整備 : 地域の課題解決支援サービス (就職、子育て、教育、医療、福祉など住民の生活や仕事の課題や地域の課題の解決に向けたサービス)</p>	
2013年(平25)			・市内全図書館(室)のシステム連携と配送サービスの実施
2014年(平26)	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>地方に安定した雇用 新しい人の流れ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 地域での安心な暮らし</p>		<p>・伊賀市新図書館基本計画答申</p> <p>・地区公民館図書室を上野図書館の分館とする</p>

# 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年文部科学省告示第132号)の改正について

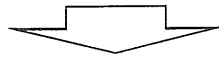
平成24年12月  
生涯学習政策局  
社会教育課

## ○図書館法(昭和25年法律第118号)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

### 経緯・背景

平成13年7月「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示



○図書館法の改正(平成20年)

○社会の変化や新たな課題への対応の必要性

- ・図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化
- ・指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化

等を受けて改正

平成24年8月～9月にパブリックコメントを実施。12月19日に告示・施行。

### 主な改正内容

#### 1. 図書館法の改正を踏まえた規定の整備

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加
- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
- ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

#### 2. 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備

- ・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
- ・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
- ・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
- ・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備

#### 3. 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- ・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定
- ・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置く
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

#### 4. その他

- ・著作権等の権利の保護に関する規定を追加
- ・危機管理に関する規定を追加
- ・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加